

ごみ分別アプリ



お手持ちのスマートフォンやタブレット端末で、お住いの地区のごみ収集日を確認できるほか、ごみの分別方法を検索できるようになりました。

〈ごみ・リサイクルカレンダー〉

お住いの地区を設定すると、トップ画面に1週間分の収集日程が表示されるほか、その日に出すごみの種類が通知されます。

〈ごみ品目別分別表〉

ごみ品目で検索して、分別区分、出し方、出す際の注意事項を確認できます。

〈情報配信〉

飯田市から、ごみ出しや収集運搬等に関する情報を配信します。

〈利用方法〉

スマートフォンやタブレット端末から、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」(無料)

をインストールし、地域設定からお住いの地域を選択してください。(QRコードよりお進み頂けます。) パソコンをご利用の方は、飯田市ホームページ内の「ごみリサイクル」➡「ごみ分別アプリ」のページ内下部に Web 版の外部リンクを掲載しております。



Android 端末 (os : 5.0 以上)



ios 端末 (ios : 9.0 以上)

政策 2 循環型社会の形成

政策 2 循環型社会の形成

基本的方向 4
 廃棄物の減量および適正処理と
 地域環境美化の推進

- リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進
- リサイクル(再生利用)の推進
- ごみの適正処理の推進
- 不法投棄の根絶と環境美化の推進
- 処理施設の適正管理と整備への協力

「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫に影響を及ぼすなど廃棄物処理を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

これらを受け、ごみ処理に伴う生活環境への負担の低減のため、廃棄物等の発生量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」へと移行していく必要があります。



出典：環境省 海岸に漂着する大量のごみ

補足説明 3R

ごみの量を減らす (Reduce)、繰り返し使う (Reuse)、再び使用する (Recycle) という資源を大切に使うためにポイントとなる3つの行動を示したものをそれぞれの頭文字「R」をとって3Rと言います。

生活の中で「もったいない」を探し、3Rが示す行動の中から自分にできることを考えてみましょう。

(出典：環境省)



基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進 (具体的な取組)

4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- 2Rの啓発 ● レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 ● 事業系一般廃棄物の減量化 ● 生ごみ処理機器の購入費の補助

4-2 リサイクル（再生利用）の推進

- リサイクルの啓発 ● 資源ごみの収集運搬と処理 ● 容器包装廃棄物の収集運搬と処理 ● リサイクルステーションの管理運営 ● 資源回収団体への補助金の交付

4-3 ごみの適正処理の推進

- ごみの適正排出の啓発 ● ごみの収集運搬 ● ごみ集積所の管理運営 ● 粗大ごみの戸別収集 ● ごみ処理費用負担制度の運用

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

- ポイ捨て等を防止するための啓発 ● ごみゼロ運動の実施 ● 環境美化指導員及び不法投棄パトロール員による巡視活動 ● 地域環境美化推進事業補助金の交付 ● 地域環境美化活動への支援

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

- 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 ● 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正などを行い、地方自治体、民間事業者、住民などと協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進してきました。しかし、法整備がなされてきた現代社会においても、高度成長期から続く大量消費、買い過ぎ、作り過ぎや食べ残しなどによる過剰なごみが排出されていること、まだ使えるものがごみとして捨てられていること、再生利用できるもの一部がごみとして排出されていることなど、一部の不適正な排出により必要以上のごみを処理していることから、ごみ処理費用の増加をはじめ、環境への負荷が発生しています。

3Rの推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくことが求められています。

一方、環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組であり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護などにもつながる身近で幅広い取組といえます。

今後も、多様な主体による環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境づくりをしていくことで、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地域における環境美化意識の醸成やごみのないきれいなまちの実現を目指していく必要があります。

ミニ特集 エシカル消費

SDGs（持続可能な開発目標）のゴール12「つくる責任つかう責任」は、生産と消費のライフサイクルを通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の排出を最小限に抑えることを目標にしています。「つくる責任つかう責任」には多様な概念が含まれますが、その一つとして、「エシカル消費（論理的消費）」が注目されています。

エシカル消費は消費者基本計画（2015年3月閣議決定）において「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」とされています。現代は世界中から様々な商品・サービスが選択できるようになっており、モノのライフサイクルを通じた社会や環境に対する負担や影響が、消費者から見えにくくなっています。エシカル消費はこのライフサイクルを可視化し、社会や環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、消費者それぞれが社会的課題や環境問題の解決を考慮した消費活動を行うことと言えます。（出典 環境省）

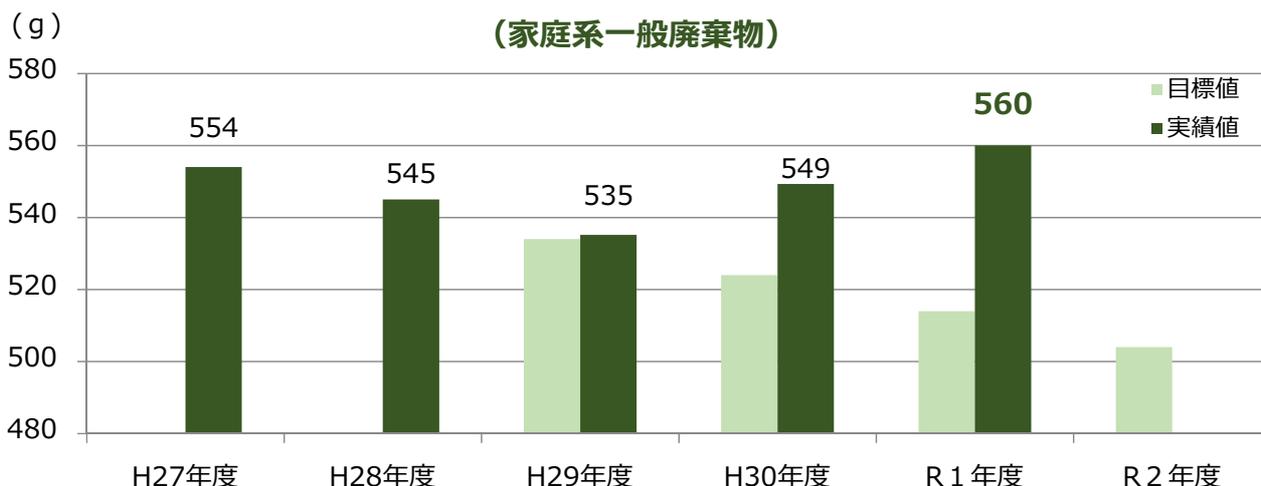


基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進 (指標の達成状況)

指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和元年度		達成 状況
				目標	実績	
8	市民一人あたりが1日に排出するごみの量（家庭系一般廃棄物）	g	504	514	560	×
9	環境美化活動に取り組んだ市民等（地域、事業所、団体、市民）の割合	%	33.3	33.3	31.4	△

◎：目標以上の達成 ○：目標達成
△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

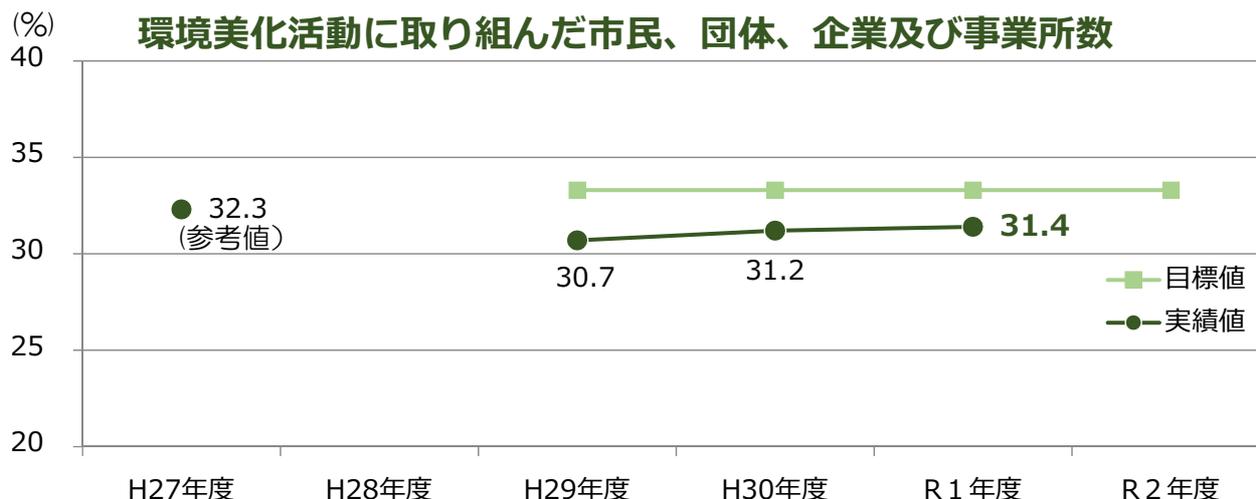
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系一般廃棄物)



令和元年度における市民一人あたりが1日に排出するごみの量は560gとなり、14g増加した平成30年度に続き11g増加する結果となりました。

稲葉クリーンセンターに搬入される燃やすごみの増加傾向は続いており、含まれている「紙類」と「プラスチック製容器包装」を資源として分別していただくよう、ごみ分別アプリや広報いいた、CATV等を活用した啓発を進める必要があります。

環境美化活動に取り組んだ市民、団体、企業及び事業所数



平成27年度中に「ごみゼロ運動」や地域の環境美化活動に参加した市民や各地域団体の人数は32,854人で、人口の32.3%に達していました。この数値を基に、事業者や団体に属して環境美化活動に取り組む人の数（見込み）を加えた上で、人口の3割（3人に1人）が環境美化活動に取り組む地域を目指して平成29年度以降の目標値が設定されています。

令和元年度は31.4%となり、前年度に比べ割合はやや向上していますが、目標値には達していません。

基本的方向 4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組が行われるようになっています。
- 使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制について考える社会に変化しています。
- まだ使えるものは長く使用しようとするが見直されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●リデュース（発生抑制）及びリユース（再利用）の啓発を行う	◎
●マイバック持参運動の実施によるレジ袋の発生を抑制する	○
●家庭における食品ロスの削減に関する啓発を行う	○
●生ごみ処理機を活用した家庭生ごみの堆肥化や減量化を促進する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 新たな情報ツールとして、スマートフォンを用いた「ごみ分別アプリ」の試験運用を開始しました。次年度当初から周知を拡大し、広くご利用いただきます。
- 前年度末に制作し全戸配布を行った「ごみ出しガイドブック」が好評で、市民課窓口、各自治振興センターにおいて当初在庫していた予備分が払底し、年度中計 2,000 部の増刷を行って対応しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 市民一人ひとりの分別への取組を高めていただくため、啓発を更に強化する必要があります。
- ごみ分別アプリの運用を開始し、幅広いライフスタイルに対応した3R啓発を進めます。また、広報いだに特集記事を組み、同内容の映像コンテンツを制作してCATVで放送、さらにDVD化し、それぞれの地区でご活用いただくよう準備を進めます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.154 3R推進事業

ミニ特集 自然環境保全ポスター

この事業は、自然環境の保全、ごみの散乱防止等、広く環境に関する啓発活動のひとつとして、市内小学校4年生を対象にポスターの募集を行い、子ども達の意識高揚、作品を地域等の施設に掲示して、広く市民への意識啓発を行う取組です。令和元年度の応募作品は485点におよび、審査の結果、市長賞1点・教育委員会賞1点・優秀賞3点・入選10点・佳作22点の計37点の入賞作品が決まりました。（左：市長賞 右：教育委員会賞）



基本的方向 4-2 リサイクル（再生利用）の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるようになっています。
- 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル(再生利用)を意識した上で、ごみが処理される社会が形成されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●不要となったプラスチック製容器包装、ガラスびんやペットボトル、金属や紙などの資源を収集し、再生利用を行う	○
●3 R の推進や廃棄物の減量に関する啓発を行う	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 最終処分場の延命と環境負荷の低減に大きく寄与することから、稲葉クリーンセンターから発生する焼却灰のリサイクル処理を令和元年 12 月から開始しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 稲葉クリーンセンターに搬入される燃やすごみの増加傾向は続いています。含まれている「紙類」と「プラスチック製容器包装」を資源として分別していただくよう、市民の皆さんの取り組みを進めていただく必要があります。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.154 3 R 推進事業

基本的方向 4-3 ごみの適正処理の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 適正なごみの分別と排出が浸透するなか、発生したごみが環境に配慮しながら適正に処理されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 3 R の推進及び廃棄物の減量化、適正な排出のための啓発活動を実施する	○
● 着実なごみの収集運搬を実施する	○
● ごみ処理費用負担制度を適切に運用する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- ごみ集積所、リサイクルステーションを設置し、廃棄物、資源物の効率的な回収を行っています。
- ごみの収集運搬は全て事業者へ委託していますが、連絡は密に行い、課題に対し迅速な対応ができる体制としています。
- 稲葉クリーンセンター、最終処分場、それぞれの施設とも情報を共有し、適正処理に努めています。
- 事業者向けの廃棄物処理に関するリーフレットを作成し、稲葉クリーンセンターを通じて事業者へ配布しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- これまで埋立ごみとして処理されてきた家庭から出される「蛍光管」について、リサイクルする取組をできるだけ早く始める必要があります。蛍光管販売店を回収窓口とした、蛍光管の新たな回収ルートを構築する必要があり、蛍光管販売店を窓口にして市民から蛍光管を回収し、中間処理施設に運んだ後、再資源化施設まで届ける蛍光管リサイクルの流れを構築します。（令和 2 年 7 月より開始しています）

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.139 環境衛生事業
- No.156 ごみ適正処理事業

補足説明 稲葉クリーンセンター

飯田市内の家庭から排出された燃やすごみ（家庭系一般廃棄物）や、事業者の皆さんが事業活動に伴って排出した燃やすごみ（事業系一般廃棄物）の焼却処理は、桐林クリーンセンターの使用期間満了に伴い『稲葉クリーンセンター』に移行され、平成 29 年 9 月 1 日より稼働を開始しました。

稲葉クリーンセンターは、南信州広域連合で運営している一般廃棄物の焼却施設です。飯田・下伊那地域（根羽村を除く）の一般廃棄物であれば、店舗・企業・個人を問わず、燃やすごみを直接持ち込むことができます。



補足説明 飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）

平成 21 年 4 月 1 日から供用を開始している飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）では、廃棄物の中でリサイクルできないものを、廃棄物処理法にのっとり埋立処分する施設で、イタチガ沢処分場（龍江）から移転されました。

施設の概要は以下のとおりです。

- ・敷地面積 51,256 m²
- ・埋立面積 13,800 m²
- ・埋立容量 101,000 m³
- ・浸出水処理能力 60 m³/日
- ・浸出水調整槽容量 3,600 m³
- ・埋立期間 平成 21 年度～平成 35 年度（15 年間）
- ・埋立構造 準好気性埋立
- ・埋立方式 セル&サンドイッチ方式
- ・埋立対象物 熔融飛灰固化物、不燃性埋立ごみ、し尿等污泥焼却灰

令和元年度「飯田市最終処分場維持管理に関する情報の公表」により公表された残余容量は 86,497 m³です。



基本的方向 4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進



環境美化活動

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくりを目指し、多くの市民などが積極的に環境美化活動に取り組んでいます。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●不法投棄パトロール員や環境美化指導員による不法投棄パトロールを実施する	◎
●多様な主体による不法投棄防止のための取組を支援する	○
●ごみゼロ運動をはじめとする環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境をつくる	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 環境美化指導員によるパトロールを毎日行いました。
- 各地区に不法投棄パトロール員を委嘱し、巡視いただきました。
- 各地区に環境美化推進補助金を交付しました。
- 市職員と環境美化指導員による夜間パトロールを毎月実施し、重点地域の巡視活動と抑止活動を行いました。
- 春のごみゼロ運動は5月26日を中心に、秋のごみゼロは11月10日を中心に地区ごと実施しました。のべ31,514人御参加いただきました。
- 1年間で不法投棄の行為者を17件特定しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 不法投棄の近況として、一般市民のモラル欠如によるものは減少してきている印象があります。
- しかし一方で特定の個人が、反復して犯行を繰り返す事案が見受けられます。
- 反復して犯行を繰り返すことから、対象者を絞り込み、特定して指導を行う必要があります。
- 地区の不法投棄パトロール員とともに、引き続き市内で発生する事案を注視していきます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.155 地域環境美化推進事業

補足説明 飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例

この市民条例は、地区の環境衛生委員のみなさんを中心に多くの市民に検討や議論をいただきながら内容を定め、平成 26(2014)年 4 月に施行されました。内容は、ポイ捨てや飼育動物のふんの放置を禁止するとともに、住民や事業者、各種団体のみなさんにそれぞれの立場で環境美化に努めていただきながら、ポイ捨てや不法投棄がされにくい環境づくりを目指すものとなっています。

＜市民条例の主な内容＞

◆ポイ捨て等の禁止（第 7 条）

○市民等は、ポイ捨てをしてはいけません。

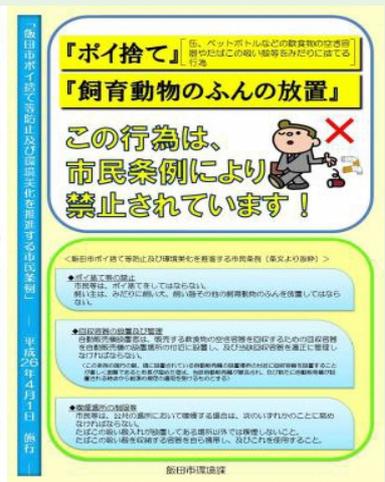
◆回収容器の設置及び管理（第 8 条）

○自動販売機設置者は、販売する飲食物の空き容器を回収するための回収容器を自動販売機の設置場所の付近に設置し、及び当該回収容器を適正に管理しなければなりません。（経過措置があります。）

◆喫煙場所の制限等（第 9 条）

○市民等は、公共の場所において喫煙する場合は、次のいずれかのことに努めなければいけません。

- ・ たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しないこと。
- ・ たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し、及びこれを使用すること。



基本的方向 4-5 処理施設の適正管理と整備への協力



稲葉クリーンセンター

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 受け入れたごみが環境に配慮する中で適正に処理されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●飯田市最終処分場を適正に管理し、継続的に運営する	○
●新たなごみ焼却処理施設（稲葉クリーンセンター）の整備と運営に対して協力する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実績

- 市民から排出される埋立ごみを適切に処分することができました。
- 稲葉クリーンセンターから排出される焼却灰について、12 月から 3 分の 2 をリサイクル処理に回すようになり、搬入量が大幅に減りました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 環境省の「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に基づき、蛍光管の回収に向けた準備をしました。来年度から本格的に取り組めます。
- 焼却灰のリサイクル化を始めましたが、今後は焼却灰の減量に関する取り組みも必要となります。
- 焼却灰減量のためには燃やすごみそのものを減らすことが基本であり、どのようなものが減量できるか研究を進めていきます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.157 最終処分場管理事業